

「菊陽町教育大綱」
「菊陽町教育振興基本計画」

陽光「さん」と輝く人材を育む
～前途洋々 夢を育み 未来輝く
人材の育成は菊陽の力～



令和3年5月

菊陽町
菊陽町教育委員会

目 次

第1章 菊陽町教育大綱	
1 はじめに	1
2 基本方針	1
菊陽町教育理念	3
菊陽町教育目標	3
第2章 菊陽町教育振興基本計画	
1 計画の策定にあたって	4
(1) 策定の趣旨	4
(2) 計画の性格	4
(3) 計画期間	4
2 教育をめぐる現状と課題	5
(1) 学校教育の現状と課題	5
(2) 生涯学習・生涯スポーツの現状と課題	5
(3) 文化・芸術の現状と課題	5
(4) 人権教育の現状と課題	6
3 計画の基本構想	6
(1) 第6期菊陽町総合計画の体系	6
(2) 教育振興基本計画に係る取組の基本構想	7
4 具体的な取組	8
(1) 【基本施策1】学校教育の充実	8
①子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実	8
②社会に開かれた教育課程の実現	9
③学校教育施設・設備の環境整備	9
(2) 【基本施策2】生涯学習・生涯スポーツの充実	10
①生涯学習の推進	10
②生涯スポーツの推進	10
③健やかな青少年の育成	11
(3) 【基本施策3】文化・芸術の振興	11
①文化・芸術活動の支援と触れる機会の確保	11
②文化ボランティアなどの人材育成	11
③文化財や伝統文化の保護・保存・活用	11
(4) 【基本施策4】人権尊重の社会づくりの推進	12
①人権教育・啓発の推進	12
②相談体制の充実	12
第3章 方針や取組推進に必要な事項	
1 町の役割	14
2 新たな取組への対応	14
3 進捗状況の点検等	14

第1章

菊陽町教育大綱

令和2年12月改定

1 はじめに

「菊陽の学びはどうあるべきか」「菊陽の子どもをどのように育むか」など、将来を見据えた教育の在り方として、妊娠・出産期から就学期を通じ、充実した子育て施策と一体的な取組を進め、「教育のまち菊陽」として教育の充実を図ります。加えて、人口増加に対応し、快適で安全に学習できる教育環境の整備と教育関連施設及び設備の充実に努め、一人ひとりの確かな学力の向上と豊かな心の醸成を図ってまいります。

さらに、情報通信技術やグローバル化の加速度的な進展、国際社会共通の目標であるSDGsの達成に向けた社会の在り方の変化など、予測不能な時代にあっても「自立した一人の人間」として、主体性と柔軟性をあわせ持ち、他者との積極的な関わりの中で、心豊かにたくましく生き抜くことのできる人材の育成に取り組んでまいります。

2 基本方針

(1) 子どもたちが未来に希望を持てる「確かな学力」を育成します。

ア 学力の向上に向けた各学校の取組を積極的に支援します。

イ ICT教育、プログラミング教育等の推進に向け、環境整備と教育内容を充実し、ソサエティ5.0の社会に対応できる教育に努めます。

ウ グローバル人材の育成に向けた英語教育の一層の充実を進め、「英語教育日本一は菊陽から」を合い言葉に取組を推進します。

(2) 豊かな人間性と健やかでたくましい体を育成します。

ア 感染症等に対する偏見や差別をなくし、「自他の命を大切にする心」「健やかでたくましい体」「豊かな想像力やコミュニケーション力」を育む教育を推進します。

イ たくましく生き抜く体力の育成に向けた取組を関係団体と連携して推進します。

ウ 地産地消を進め、自校給食を活かした食育を推進します。

(3) 福祉部局と連携し、教育支援を充実します。

ア 教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと町部局の専門家が緊密に連携し、児童生徒や保護者の教育的ニーズに対応した相談体制を強化します。

イ 生涯学習施設を活用した学習支援や各種団体と連携した家庭教育支援を充実します。

ウ 巡回型通級指導教室をはじめ子どもたちの将来を見据えた特別支援教育の取組を推進します。

(4) 家庭・地域・学校が連携・協力して、ふるさと菊陽に誇りを持つ学校や生涯学習の拠点をつくります。

ア 学校運営協議会と地域学校協働活動との積極的な連携・協働を進め、特色ある学校づくりを推進します。

イ 家庭・地域・学校・関係機関等が連携・協働して、防災教育を推進します。

ウ 中央公民館をはじめとする町民センター等において、住民のニーズに沿った主催講座を開催するとともに活用を促進します。

エ 社会教育機関・団体と連携し、「いつでも、どこでも、誰でも」学べるスポーツや芸術文化に親しめる環境づくりを推進します。

オ 青少年健全育成町民会議（地域学校協働活動本部）の推進体制を充実し、青少年の健全育成を推進します。

カ 菊陽町民の「学び、暮らし、仕事」を支える図書館づくりを推進します。

(5) 町民の文化芸術活動を推進するとともに、歴史や文化の継承を図ります。

ア 文化団体を支援するとともに連携を図り、住民の文化芸術活動を推進します。

イ 地域に残る貴重な文化財を適切に保存し、住民に対しての周知・保護啓発を推進します。

(6) 差別のない、人権を尊重する社会づくりに向けた人権教育を推進します。

ア 菊陽町人権擁護に関する条例及び菊陽町人権教育・啓発基本計画を踏まえた人権教育を総合的かつ効果的に推進します。

イ いつでも、どこでも、誰もが人権問題について学び、そして身近な問題として取り組める環境づくりを推進します。

ウ 人権意識向上に向けた研修、人材育成を推進します。

エ 菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例の基本理念を踏まえ、部落差別の解消に向けた人権教育を推進します。

菊陽町教育理念

菊陽町教育委員会

陽光「さん」と輝く人材を育む
～前途洋々 夢を育み 未来輝く
人材の育成は菊陽の力～

「菊池郡の南方に位置し、陽光『さん』として輝き、前途の希望は洋々たるものがあるという意味をもち、永遠の発展を祈念する」という菊陽の町名の由来と夢を育むことで一人ひとりの未来と菊陽町の未来も輝くものとなることを願い、教育の理念を『陽光「さん」と輝く人材を育む』『～前途洋々 夢を育み 未来輝く 人材の育成は菊陽の力～』とした。

菊陽町教育大綱（令和2年12月改定）より

菊陽町教育目標

菊陽町教育委員会

人間性豊かな菊陽町民として成長することを願い、幼保小中及び家庭・地域社会との緊密な連携のもと、人権尊重の精神を基調とし、子どもたちに「生きる力」を育み、生涯学習社会の実現をめざした教育を推進する。

菊陽町教育大綱（令和2年12月改定）より

第2章

菊陽町教育振興基本計画

1 計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

- 平成28年12月に策定した「菊陽町教育大綱（教育振興基本計画）」は、『陽光「さん」と輝く人材を育む』『～前途洋々 夢を育み 未来輝く 人材育成は菊陽の力～』を教育理念として、大きく4つの具体的な取組を進めてきました。
- 前計画策定後の社会に目を向けると、テクノロジーの急速な発達、グローバル化の更なる進展、新型コロナウイルス感染拡大による新しい時代に対応した学習モデルの構築、児童・生徒の心のケアの充実など多くの教育課題があります。

(2) 計画の性格

- この基本計画は、今後5年間の菊陽町教育行政の方向を示すもので、菊陽町に住むすべての町民が、第6期菊陽町総合計画（前期基本計画）における菊陽町の将来像『人・緑・未来 「さん」と輝く生活都市 きくよう』の実現を目指す指標を示すものです。
- 前計画の後継計画であり、本町が抱える教育課題を解決し、本町教育への新たな要請に対応する内容とします。

(3) 計画期間

- 令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 教育をめぐる現状と課題

(1) 学校教育の現状と課題

新型コロナウイルス感染症への対応に伴って急速に普及した一人1台タブレット配備やオンライン授業などの新しい時代に対応した学習モデルを構築していく必要があります。

また、児童・生徒の心のケアも大切です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを手厚く配置するなど相談体制を充実させ、児童・生徒を早期に支援することで、いじめ・不登校・児童虐待などの問題を深刻化させないことが重要です。

併せて、児童・生徒を危険から守るため、地域の関係機関とも協力し、学校の危機管理体制を充実・強化していかなければなりません。

(2) 生涯学習・生涯スポーツの現状と課題

国が推進する、誰もがいくつになっても学び直し活躍できる社会を実現するためにも、町民のニーズに柔軟に対応し、生涯学習のさらなる充実に取り組む必要があります。

生涯スポーツでは、活動拠点となる施設の整備・誘致に関する要望が寄せられる中で、光の森町民センター「キャロップピア」に続き、総合交流ターミナル「さんふれあ」に健康増進施設を設置するとともに、総合体育館の建設に着手するなど、施設の充実を図っています。

また、令和元年度から小学校運動部活動が社会体育に移行したことに伴い、新たな受け皿としてNPO法人「クラブきくよう」が「ジュニアきくスポ」を立ち上げるなど、新しい動きも出ています。

(3) 文化・芸術の現状と課題

本町では、各町民センターが町民の文化・芸術活動の拠点となっています。また、図書館ホールでは、自主文化事業やアウトリーチ活動などを通じ、町民が優れた文化・芸術に触れる機会を提供しています。

すべての町民が、自らの興味に応じて文化・芸術に親しめること、とりわけ感性豊かな子どもたちが質の高い、多様な文化・芸術に触れることは、町全体の振興につながります。

今後も、豊かな自然と長い年月の中で培われた伝統・文化を皆で守り、大切に継承していく必要があります。

(4) 人権教育の現状と課題

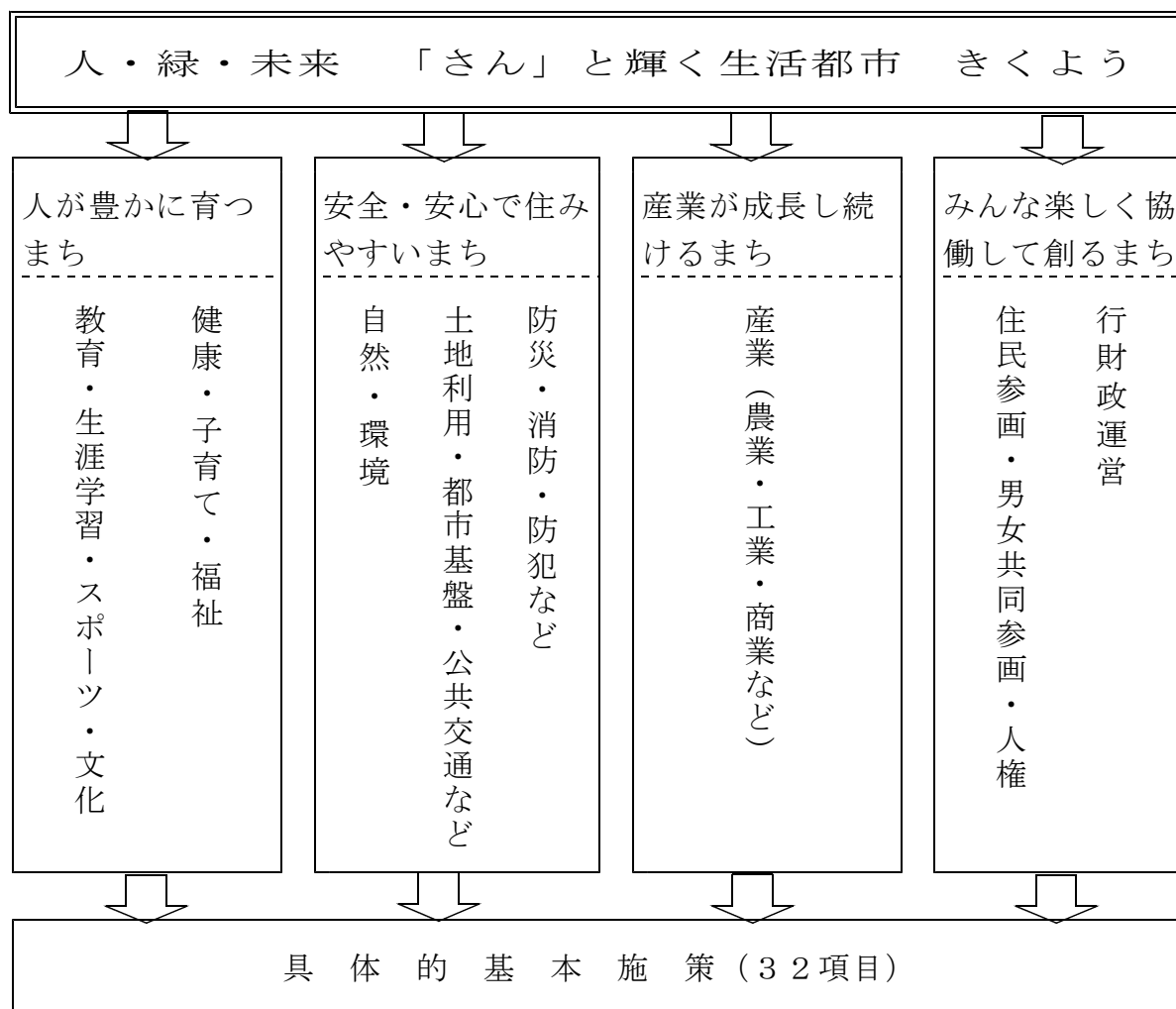
今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在しています。また、社会の国際化、情報化、多様化等に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

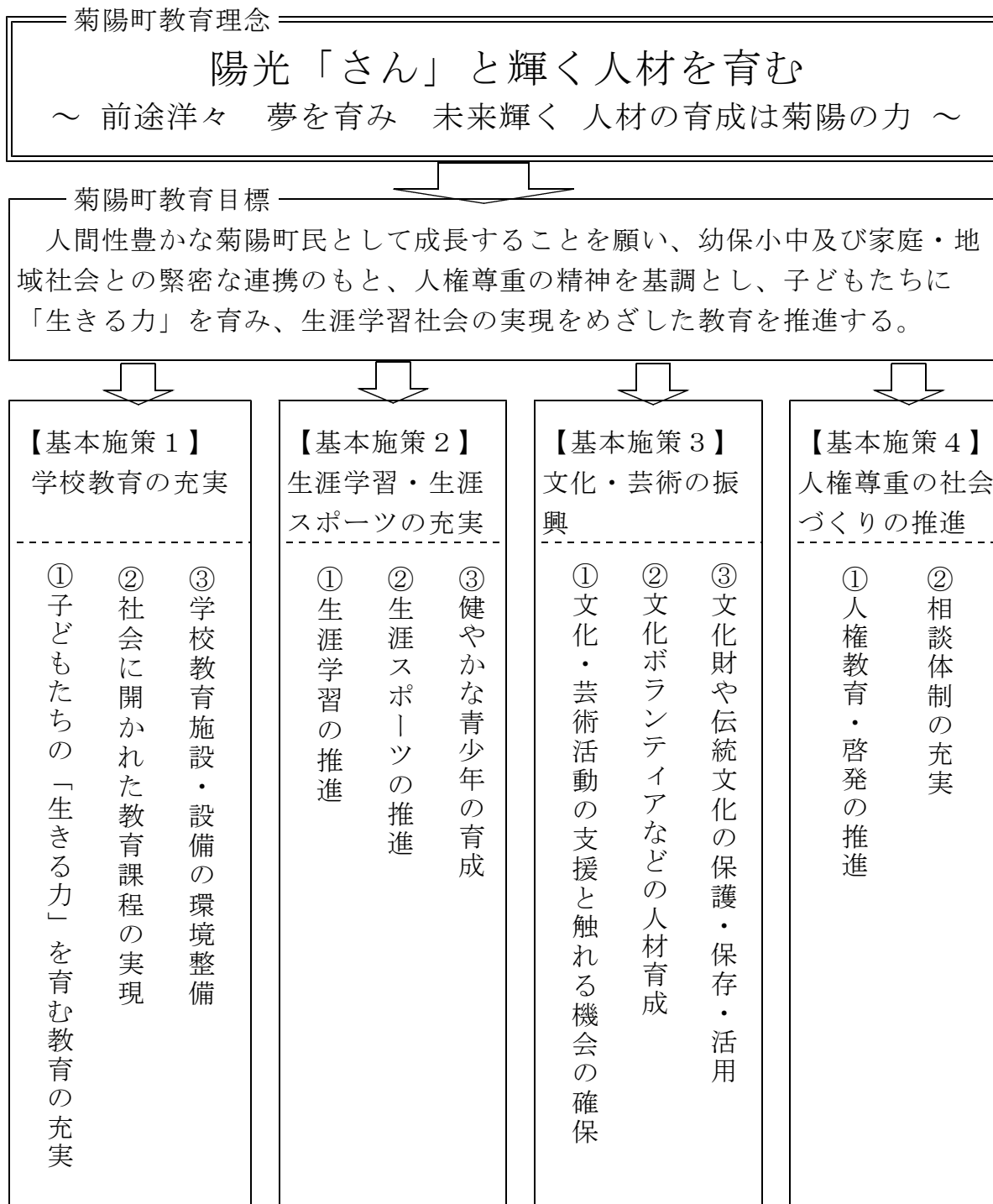
また、教育については、子どもたち自らが人権に関する取り組みを発表する「菊陽町人権子ども集会」を開催するなど、すべての就学前・学校教育において人権教育を実践していきます。

3 計画の基本構想

(1) 第6期菊陽町総合計画の体系



(2) 教育振興基本計画に係る取組の基本構想



4 具体的な取組

(1) 【基本施策1】学校教育の充実

①子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実

- ア 「熊本の学び推進プラン」を生かした各学校の取組の積極的な支援
 - ・子どもたちの学びの側から「構想する」授業実践
 - ・熊本県教育庁と連携した研修の充実
- イ 小学校における教科担任制や少人数指導・習熟度別指導などの実施
 - ・小学校教科担任制の実施に向けた取組の推進
 - ・少人数指導・習熟度別指導による、個別最適な学びの推進
- ウ ICT教育の充実、企業や大学等と連携したプログラミング教育やキャリア教育の推進
 - ・ICT機器を活用した授業の充実
 - ・誘致企業等と連携したプログラミング教育のワークショップ等の実施
 - ・キャリアパスポートを活用したキャリア教育の推進
- エ 英語教育の一層の充実
 - ・実用英語技能検定（英検）受験料の補助
 - ・九州ルーテル学院大学との連携（H22.6）による英語活動の実施
 - ・外国語指導助手（ALT）とのティーム・ティーチングによる英語教育の充実
 - ・中学生海外派遣事業の実施
 - ・バックスマーシュ・グラマー校生徒のホームステイ受入交流の実施
- オ 人権教育・道徳教育の充実
 - ・いじめや差別を許さない学級集団づくり
 - ・「考える道徳」「議論する道徳」の推進
- カ 健康教育の充実
 - ・自他の命を大切にす教育の推進
 - ・たくましく生き抜く体力の向上に向けた取組の構築
- キ 自校給食を活用した食育の推進
 - ・地域の郷土食や行事食、地元農畜産物を取り入れた給食を自校方式で提供
 - ・地域の自然、食文化、産業等についての理解の促進と菊陽町への郷土愛の育成
 - ・給食の時間を活用した食育の実践
- ク 福祉部局と連携した相談活動や特別支援教育の推進・啓発
 - ・（仮称）子ども総合相談室と連携した家庭教育の積極的な支援
 - ・巡回型通級指導教室による特別支援教育の充実
 - ・町配置のSSWやSCと連携した校内支援体制の充実

【指標】		(現状値)	(目標値)
○県学力調査（町平均と県平均の差）			
	小 国語	+1.9	+3.0
	算数	+2.2	+3.0
	中 国語	+2.0	+3.0
	数学	+2.7	+3.0
	英語	+4.4	+5.0
○英検 3 級以上取得率（中学生）		46.2%	55.0%
○教育情報化認定制度優良校数（R 3 から実施）		0 校	8 校

②社会に開かれた教育課程の実現

- ア ICTの活用による家庭学習の充実
 - ・タブレット端末を活用した持ち帰り学習とオンライン授業の実施
- イ カリキュラム・マネジメントによる地域とともにある学校づくり（国版コミュニティ・スクール）への支援と推進
 - ・コミュニティ・スクールの充実と併せて地域学校協働活動との一体的な推進
 - ・地域の方をゲスト・ティーチャー等で活用した教育活動の実践
- ウ 学校図書室と菊陽町図書館との連携
 - ・学校図書室の充実（蔵書数の増加等）
 - ・菊陽町図書館の活用
- エ 地域と連携した児童・生徒の安全確保（スクールパトロール）
 - ・通学路での安全指導の実施
 - ・防犯教室や防災訓練の実施と防犯教育及び防災教育の充実

③学校教育施設・設備の環境整備

- ア 児童・生徒の増加及び35人学級に対応した施設の整備
 - ・菊陽北小学校用地拡張及び校舎増築
 - ・武蔵ヶ丘北小学校用地拡張及び校舎増築
 - ・菊陽中学校校舎増築に係る検討
- イ 経年劣化に対応した計画的な大規模改修などの実施
 - ・長寿命化計画に基づいた計画的な改修の実施
 - ・武蔵ヶ丘北小学校大規模改修
- ウ 給食のあり方を含めた給食調理場の改修・機能強化
 - ・長寿命化計画に基づいた計画的なドライ方式への改修の実施
 - ・菊陽北小学校給食室新築工事
 - ・武蔵ヶ丘北小学校給食室改築工事

- ・武蔵ヶ丘小学校給食室改築工事

【指標】	(現状値)	(目標値)
○建物の大規模改修実施済施設数	2施設	3施設
○給食室のドライ方式調理場数	4施設	7施設

(2) 【基本施策2】生涯学習・生涯スポーツの充実

①生涯学習の推進

- ア 町民のニーズに沿った主催講座の実施
 - ・各町民センターによる年間を通じた主催講座の実施
 - ・各町民センターの各種講座を募集する「講座案内」の全戸配布
- イ 生涯学習アドバイザーやボランティアなどの人材発掘
 - ・ジュニアリーダー及び学生ボランティアの募集
 - ・地域学校協働活動ボランティアの募集
- ウ 中央公民館、町民センター、図書館などの運営の充実
 - ・各施設における運営審議会等の開催
 - ・公共施設長会議による各施設の情報共有及び課題解決
 - ・町民の「学び 暮らし 仕事」を支える図書館サービスの提供
 - ・地域女性の会との連携

【指標】	(現状値)	(目標値)
○図書館の年間図書貸出冊数	228,292冊	230,000冊
○自主講座の生徒数	1,880人	1,930人

②生涯スポーツの推進

- ア 総合型地域スポーツクラブをはじめとする各種スポーツ団体等の育成・支援
 - ・町体育協会、NPO法人クラブきくようへの補助金交付
 - ・スポーツを行う個人や団体への全国大会等出場激励金の交付
- イ 健康増進を目的とした主催講座の実施や運動・生涯スポーツ活動への支援
 - ・健康・福祉部門との連携による健康づくりの推進
 - ・スポーツ推進委員を活用したイベントの開催
- ウ スポーツ施設の整備・充実
 - ・総合体育館の建設・運営
 - ・町民体育館及び総合グラウンドの整備促進

【指標】	(現状値)	(目標値)
○体育施設利用者数の増加	193,334人	195,000人

③健やかな青少年の育成

- ア 体験活動・奉仕活動の実施、支援
 - ・自然体験活動等主催講座の実施
 - ・ジュニアリーダー研修等の実施
- イ 地域学校協働活動の充実
 - ・地域学校協働活動推進員の設置
 - ・地域未来塾及び放課後子ども教室の実施
- ウ 青少年健全育成町民会議活動の充実及び各小中学校との連携
 - ・あいさつ運動や親子ふれあい講座、全体研修会の実施
 - ・学校と連携した地域ふれあい交流事業の実施
 - ・町PTA連絡協議会及び町子ども会への支援

【指標】	(現状値)	(目標値)
○地域学校協働活動ボランティア延べ人数	6,511人	7,000人
	(令和2年度)	

(3) 【基本施策3】文化・芸術の振興

①文化・芸術活動の支援と触れる機会の確保

- ア 図書館ホール自主文化事業やアウトリーチ活動等による芸術に触れる機会の充実
 - ・「みんなでできよう♪コンサート」「芸術文化公演」の実施
 - ・アウトリーチ活動による一流の芸術文化を体験できる場の提供
- イ 発表機会の充実
 - ・各町民センターの講座生による発表会（センター祭）の開催
- ウ 町民センターなどにおける伝統文化講座の実施
 - ・茶道、書道、着付け、郷土料理教室等の実施

【指標】	(現状値)	(目標値)
○アウトリーチ体験者数	4,234人	7,000人

②文化ボランティアなどの人材育成

- ア 文化活動をする個人や団体の発掘・支援
 - ・芸術文化活動における全国大会等出場激励金の交付
 - ・町文化協会及び菊陽武歳剣豪太鼓への補助金の交付
 - ・文化財ボランティアガイドへの補助金の交付

③文化財や伝統文化の保護・保存・活用

- ア 町指定文化財の保護・保存・活用

- ・文化財保護委員の委嘱及び文化財保護委員会の開催
- ・文化財管理団体等への清掃等管理委託
- ・指定文化財の説明板及び文化財ホームページの更新
- イ 町指定文化財の保存・継承のための助成
 - ・指定文化財の保持団体や管理者への補助金の交付
- ウ 文化財マップやパンフレットなどの作成
 - ・鼻ぐり井手パンフレットの作成

【指標】	(現状値)	(目標値)
○菊陽町文化財ボランティアガイドの案内者数	1,908人 (令和2年度)	2,600人

(4) 【基本施策4】人権尊重の社会づくりの推進

①人権教育・啓発の推進

- ア 人権教育・啓発イベントの実施
 - ・人権のまち菊陽フェスタの実施
 - ・菊陽町人権子ども集会の実施
- イ ニーズに応じた人権学習講座の実施
 - ・町民センターや教育集会所等を使った地域住民の交流や研修の実施
- ウ 各種団体、企業等に対する研修会の実施及び支援
 - ・町内企業を対象とした研修会の実施
- エ 指導者養成のための研修会の実施
 - ・行政職員を対象にした研修の実施
- オ 就学前、学校教育における人権教育の推進
 - ・教育集会所での学習会の実施
 - ・多文化共生学習会の実施

②相談体制の充実

- ア 相談窓口の整備
 - ・法務局が行っている人権相談窓口の周知
- イ 相談対応職員の研修
 - ・各種研修会等への参加
- ウ 関係機関との連携強化
 - ・法務局や運動団体との連携の強化

【指標】	(現状値)	(目標値)
○「人権のまち菊陽フェスタ」参加者数	296人	375人
○「人権のまち菊陽フェスタ」に参加して、 人権問題についての関心・理解が深まった と感じた割合	90.5%	95.5%

第3章

方針や取組推進に必要な事項

1 町の役割

教育の振興に関し、町は、国・県との適切な役割分担を踏まえて経済的・社会的条件等に応じた事業を実施することにより、その責任を果たすことが必要です。

今後、国の教育振興基本計画や熊本県の「第3期くまもと『夢の架け橋』教育プラン」を参考にしつつ、町の総合的な教育振興を図っていくために、具体的にどのような計画を図っていくか、町の実情を鑑みながら取組の方針を具体的に進めていきます。

2 新たな取組への対応

今後10年間、前述の4つの基本施策を中心に実施してきます。しかしながら、今日の急速に変化する社会の中では教育が対応すべき課題も変化しているため、必要に応じ、適時適切に新しい課題に対する検討を進め新規事業への変更や差し替え等、積極的に改善を図る必要があります。

3 進捗状況の点検等

前述の4つの基本施策を効果的にかつ着実に実施するためには、PDCAサイクルの実践が必要です。それぞれの取組の進捗状況の点検・評価を行い、効果の上がらない取組に対しては、廃止等の検討も出てきます。

今回の基本計画は、令和3年度から7年度までの5年間を見通した「第6期菊陽町総合計画後期基本計画」に併せて策定した計画であり、確実な実施と内容の充実を図って行く必要があります。

菊陽町教育大綱
菊陽町教育振興基本計画

発行 菊陽町教育委員会
〒869-1192
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
TEL096-232-2111
発行日 令和3年5月